

# 中華人民共和国国務院令

第 456 号

「農村五保扶養工作条例」は 2006 年 1 月 11 日に国務院第 121 回常務会議にて可決された。ここに公布し、2006 年 3 月 1 日より施行とする。

総理 温家宝

2006 年 1 月 21 日

<ご利用にあたって>

これらの翻訳は公定訳ではありません。法的効力を有するのは原文の法令自体であり、翻訳はあくまでその理解を助けるための参考資料です。このページの利用に伴って発生した問題について、一切の責任を負いかねますので、予めご了承ください。

JICA 中華人民共和国事務所

# 農村部五保扶養工作条例

## 第一章 総則

**第1条** 農村部における五保扶養活動を着実に実行し、五保扶養対象者の正常な生活を確保し、農村社会保障制度の発展を促進するため、本条例を制定する。

**第2条** 本条例における農村五保扶養とは、本条例に基づき、食、衣、住、医、葬において村民に生活介護と物質扶助を提供することを指す。

**第3条** 國務院民政部門は中国全土における農村五保扶養事業を主管する。県クラス以上の地方各級人民政府民生部門は当該行政区域内の農村五保扶養事業を主管する。

郷、民族郷、鎮人民政府は当該行政区域内の農村五保扶養事業を管轄する。

村民委員会は郷、民族郷、鎮人民政府に協力して農村五保扶養事業を実施する。

**第4条** 国は社会团体及び個人による農村五保扶養対象者及び農村五保扶養事業に義捐金とサービスの提供を推奨する。

**第5条** 国は農村五保扶養事業において顕著な実績を収めた団体及び個人に対し、表彰と奨励を行う。

## 第二章 扶養対象者

**第6条** 高齢者、障害者又は16歳未満の未成年者、労働能力がなく、生活収入源がなく、法定の扶養義務者がいない、又はその法定扶養義務者に扶養する能力がない場合、五保という扶養保護を受けられる。

**第7条** 農村五保扶養の対象者の認定について、村民本人から村民委員会に申し込み、幼少又は知的障害であるため意思表示ができない場合、村民グループ又は他の村民が申請を代行する。村民委員会の評議により本条例第6条の要件を満たさず場合、当該村で告示する。特段大きな異議がない場合、村民委員会より評議の結果と関係資料を郷、民族郷、鎮人民政府に提出する。

郷、民族郷、鎮人民政府は評議結果を受け入れてから20日間以内に審査結果を出し、審査結果と関係資料を県人民政府に提出する。県人民政府は審査結果と関係資料を受け入れてから20日間以内に許可するか否かを決定する。農村五保扶養の対象だと認定した場合、「農村五保扶養証書」を発給する。要件を満たさず許可しない場合、書面を以って理由を説明する。

郷、民族郷、鎮人民政府は申請者の家庭状況と経済状況を調査、確認する。必要な場合は県人民政府民政部門も再審査を実施できる。申請者、関係団体、個人は調査の受け入れや協力を行い、事実に基づき情報を提供する。

**第8条** 農村五保扶養対象者が本条例第6条の要件を満たさない場合、村民委員会又は老人ホームなど農村五保扶養のサービス提供機関（以下「農村五保扶養サービス機関」という）は郷、民族郷、鎮人民政府に報告しなければな

らない。郷、民族郷、鎮人民政府が審査の手続きをし、県人民政府民政部門の許可を得て、その「農村五保扶養証書」を撤回する。

農村五保扶養対象者が死亡、葬儀が終了した後、村民委員会又は農村五保扶養サービス機関は郷、民族郷、鎮人民政府に報告する。郷、民族郷、鎮人民政府より県クラス人民政府民政部門に報告し、許可を得てから、その「農村五保扶養証書」を撤回する。

### 第三章 扶養内容

**第9条** 農村五保扶養の内容は以下である。

- (1) 食料、食用油、副食品及び生活用燃料の提供
- (2) 衣服、布団など生活必需品と小遣いの提供
- (3) 居住基本条件を満たす住居の提供
- (4) 疾病の治療、生活上自活できない人のためのケアの提供
- (5) 葬儀関連を行う。

農村五保扶養対象者のうち、16歳未満又は満16歳で義務教育を受けている人に対し、法により義務教育を受けるための必要な費用を保障しなければならない。

農村五保扶養対象者の疾病治療について、現地農村合作医療制度と農村医療救済制度との融合を図る必要がある。

**第10条** 農村五保の扶養基準は地元村民の平均生活水準より下回ってはい

けない。また、現地村民生活水準の上昇に合わせて適宜見直す。

農村五保の扶養基準は省、自治区、直轄市人民政府によって決められ、当該行政区域内で告示、施行されるか、又は区を設置した市クラス・県クラス人民政府によって設定され、所在した省、自治区、直轄市人民政府に届出した後告示、施行される。

国務院民政部門、国務院財政部門は農村五保扶養基準の策定に対する指導を強化しなければならない。

**第 11 条** 農村五保の扶養資金は地方人民政府の財政予算に組み込む。農村集団経営等の収入がある地域において、農村集団経営などの収益を使って農村五保扶養対象者の生活補助と生活改善のための資金を賄うことができる。農村五保扶養対象者が請負の土地を他人に任せる場合、その収益は農村五保扶養対象者の所有となる。詳細な方法については省、自治区、直轄市人民政府によって決められる。

中央財政は財政困難地域における農村五保扶養に資金面の補助を行う。

農村五保扶養資金は農村五保扶養対象者の生活専用に限定しなければならない。いかなる団体や個人は横領、流用、ピンハネ又はこっそり山分けしてはいけない。

#### 第四章 扶養形態

**第12条** 農村五保扶養対象者は地元の農村五保扶養サービス機関で集中扶養を受けてもいいし、在宅での分散扶養を選択しても良い。農村五保扶養対象者は自由に扶養形態を選定できる。

**第13条** 集中扶養の農村五保扶養対象者は農村五保扶養サービス機関から提供した扶養サービスを受ける。分散扶養の農村五保扶養対象者は村民委員会からの介護を受けるか又は農村五保扶養サービス機関から提供した扶養サービスを受ける。

**第14条** 各級人民政府は農村五保扶養サービス機関の整備を経済社会発展計画に盛り込まなければならない。

県クラス人民政府と郷、民族郷、鎮人民政府は農村五保扶養サービス機関に必要な設備、管理資金の提供や従業員配置を行わなければならない。

**第15条** 農村五保扶養サービス機関は内部の民主管理制度及びサービス管理制度の整備、健全化を図る。

農村五保扶養サービス機関の従業員は必要な研修を受けなければならない。

**第16条** 農村五保扶養サービス機関は農村五保扶養対象者の生活改善を目的とする副業生産活動が実施できる。地方政府及び関係部門は農村五保扶養サービス機関による副業生産活動に対し必要な支援を行う。

**第17条** 農村五保扶養対象者が規定に合致する扶養を確実に受けられるように、郷、民族郷、鎮人民政府は村民委員会又は農村五保扶養サービス機関と扶養協定書を締結する。

村民委員会は分散扶養を受ける農村五保扶養対象者への介護を村民に委託できる。

## 第五章 監督管理

**第 18 条** 県クラス以上の人民政府は法に基づき農村五保扶養事業に対する監督管理を強化する。県クラス以上の地方人民政府民政部門及び郷、民族郷、鎮人民政府は農村五保扶養事業の管理制度を制定し、その実施に対する督促の責任を負う。

**第 19 条** 財政部門は農村五保扶養資金を遅延なく満額支給し、資金確保を行い、また資金の利用状況に対する監督管理を強化する。

会計審査部門は農村五保扶養の資金利用の会計審査を強化する。

**第 20 条** 農村五保扶養の申請条件、プロセス、民主評議の状況及び農村五保の扶養基準、資金利用の状況などを一般公開し、社会からの監督を受ける。

**第 21 条** 農村五保扶養サービス機関は治安、消防、衛生、財務会計などに関する法律、法令及び国の関係規定に従い、農村五保扶養対象者に規定に合致する扶養サービスを提供し、地方人民政府及びその関係部門からの監督管理を受ける。

## 第六章 法的責任

**第 22 条** 本条例の規定を違反し、関係行政機関及びその職員が以下のいずれかの行為に該当する場合、直接担当する管理者及びその直接責任者に対し、法に基づき行政処分を課す。犯罪行為に該当する場合、法に基づき刑事責任を問う。

(1) 農村五保扶養条件を満たす村民に対し扶養の適用を許可しないこと、又は農村五保扶養条件を満たさない村民に対し扶養の適用を許可すること。

(2) 農村五保扶養の資機材を横領、流用、ピンハネ、こっそり山分けしたと。

(3) その他職権を濫用、職務を怠る、私利を求めて不正を働くこと。

**第 23 条** 本条例の規定を違反し、村民委員会のメンバーが農村五保扶養資機材を横領、流用、ピンハネ、こっそり山分けした場合、法に基づき罷免する。犯罪行為に該当する場合、法に基づき刑事責任を問う。

本条例の規定を違反し、農村五保扶養サービス機関の従業員が農村五保扶養資機材を横領、流用、ピンハネ、こっそり山分けした場合、法に基づき解雇する。犯罪行為に該当する場合、法に基づき刑事責任を問う。

**第 24 条** 本条例の規定を違反し、村民委員会のメンバーや農村五保扶養サービス機関から農村五保扶養対象者に提供した扶養サービスが規定に合致しない場合、郷、民族郷、鎮人民政府は扶養協定書を中止する権限がある。損失をもたらした場合、法に基づき賠償責任を請求する。

## 第七章 附則

**第 25 条** 「農村五保扶養証書」は国务院民政部門によりフォームを定められ、省、自治区、直轄市人民政府民政部門により作成・監督される。

**第 26 条** 本条例は 2006 年 3 月 1 日より施行される。その施行と同時に 1994 年 1 月 23 日に頒布された「農村五保扶養工作条例」は廃止されることになる。

原文リンク：

[http://www.gov.cn/zwgk/2006-01/26/content\\_172438.htm](http://www.gov.cn/zwgk/2006-01/26/content_172438.htm)